

平成28年1月からマイナンバーの利用が始まり、障がい福祉の各種申請でも個人番号の記入が必要になりました。

### ◎本人が申請する場合

- ・「マイナンバーカード」または「通知カードと本人確認書類」をお持ちください。
- ・郵送で申請する場合は、「マイナンバーカードの写し（両面）」または「通知カードと本人確認書類の写し」を同封してください。送付いただいた写しは、確認後シュレッダー等で確実に破棄します。

マイナンバーカード



通知カード



### ◎代理人が申請する場合

次の①～③を各1点ずつお持ちください。

- ①委任状（裏面をご利用ください。委任状はすべて本人が記入します。本人が委任状を書くことができない場合は、本人の運転免許証や保険証等をお持ちください。）
- ②代理人の本人確認書類
- ③申請者本人の「マイナンバーカードの写し」または「通知カードの写し」

### ◎本人確認書類とは

氏名・住所・生年月日のうち2つ以上の記載のある次のものです

#### ①いずれか1点で足りるもの

- ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・住民基本台帳カード（写真つき）
- ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神保健福祉手帳（写真つき） ・戦傷病者手帳
- ・在留カード ・特別永住者証明書 など

#### ②いずれか2点必要なもの

- ・健康保険証または介護保険証 ・年金手帳 ・年金証書 ・社員証 ・学生証
- ・印鑑証明書 ・住民票 ・母子手帳 ・各種医療受給者証 ・公共料金の領収証
- ・納税通知書 ・源泉徴収票 など

### ◎個人番号欄を空欄で申請した場合

個人番号欄が空欄の場合や本人確認書類に不備等があった場合は、福祉課で個人番号を確認のうえ、申請書に記入させていただきます。

# 委任状

年 月 日

委任状は、必ず委任者本人が全て記入・押印してください。  
委任者が直筆できない場合は、職員にご相談ください。

## 【委任者】

[住所]

〒

[氏名]

印

[生年月日]

明治・大正・昭和・平成 年 月 日

下記のことを代理人と定め、

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の申請          | <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の申請        |
| <input type="checkbox"/> 補装具の申請              | <input type="checkbox"/> 自立支援医療（更生・育成・精神通院）の申請 |
| <input type="checkbox"/> 特別障害者手当の申請          | <input type="checkbox"/> 障がい福祉サービスの申請          |
| <input type="checkbox"/> その他（ ） に関する権限を委任する。 |  |

## 【代理人】（↓代理人欄も委任者がお書きください。）

[住所]

〒

[氏名]

[生年月日]

明治・大正・昭和・平成 年 月 日

※代理人の本人確認をさせていただきますので、身分証明書（個人番号カード・運転免許証・運転経歴証明書・パスポートなど）をお持ちください。